

下請法改正の検討状況及び 現行制度下での取組

令和7年1月24日公正取引委員会

下請法改正の主な方向性①

① 買いたたきに係る課題

主な課題

- ▶ コストが上昇している中で、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に 見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている。
- ▶ 現在の下請法の買いたたき規制は、市価の認定が必要なところ、市価の把握が難しい。

検討の方向性

◆ 下請法において、買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、<u>下請事業者からの</u> 価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下 請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

② 約束手形に係る課題

主な課題

▶ 支払手段として手形等を用いることにより、発注者(親事業者)が受注者(下請事業者)に資金 繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

検討の方向性

- ◆ 下請事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、廃止を待たずに下請法上、 手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについては、引き続き支払い手段として許容するが、

 <u>支払期日までに下請代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)と引き換えることが困難であるものについては禁止</u>する。

下請法改正の主な方向性②

③ 物流に係る課題

主な課題

▶ 荷主・物流事業者間の問題(荷役・荷待ち)が顕在化しているが、発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の対象外(独占禁止法の物流特殊指定で対応)であり、機動的な対応ができていない。

検討の方向性

◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、下請法の対象となる新たな類型と して追加する。

④ 各省連携に係る課題

主な課題

- ▶ 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管 省庁の連携した執行を拡充していくには不十分である。
- ▶ 「トラック・物流Gメン」などに通報した場合、**下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

検討の方向性

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正 取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

下請法改正の主な方向性③

⑤ 「下請」という用語に係る課題

主な課題

- 下請法における「下請」という用語は、発注者(親事業者)と受注者(下請事業者)が対等な 関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- ▶ 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

検討の方向性

- ◆ 下請法において、<u>「親事業者」、「下請事業者」、「下請代金」等の用語を時代の情勢変化等に</u> 合わせた用語に改正する。
- ⑥ 適用基準に係る課題

主な課題

- ▶ 実質的には事業規模は大きいが、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない例がある。
- ▶ 自ら減資する/下請事業者に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる親事業者が存在する。

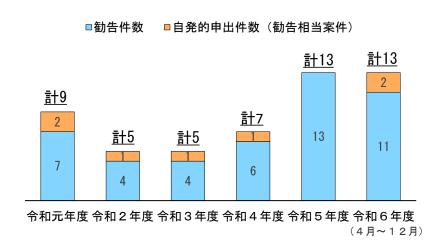
検討の方向性

- ◆ 下請法の適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、<u>下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供委託等)を基準とする。</u>

最近の執行状況(過去5年間)

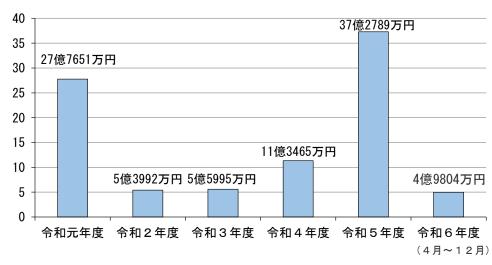
○ 下請法に基づく勧告等の状況

[単位:件]



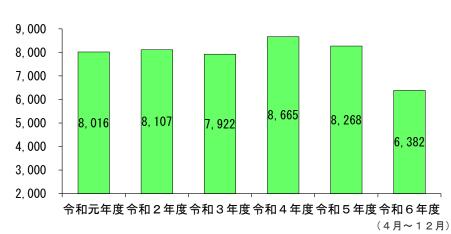
下請事業者が被った不利益額の原状回復の状況

[単位:億円]



○ 下請法に基づく指導の状況

[単位:件]



○ 定期調査実施の状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和4年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201
令和5年度	80,000	330,000
製造委託等	46,900	199,138
役務委託等	33,100	130,862
令和6年度	90,000	330,000
製造委託等	53,144	214,316
役務委託等	36,856	115,684

違反行為の自発的申出制度について

「自発的申出制度」とは、公正取引委員会に対し、下請法違反行為を自発的に申し出た場合、一定の事由が認められれば、勧告を行わないとするもの。
(「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」平成20年12月17日公正取引委員会)

<自発的申出の要件>

- ① 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- ② 当該違反行為を既に取りやめている。
- ③ 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(※)を既に 講じている。 ※本取扱いで触れられている事案では、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還。
- 4) 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- ⑤ 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(詳しくはこちらをご参照:公取委ホームページ →「下請法」→「下請法に関する調査・手続」→「下請法 違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」)

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

自発的申出の件数等の推移

	新規に受けた自発的な 申出の件数 ※	処理した自発的な 申出の件数	自発的申出による 原状回復の金額	自発的申出により原状回復を 受けた下請事業者数
平成26年度	47件 (1件)	26件	5217万円	396名
平成27年度	52件 (2件)	45件	9億9147万円	4524名
平成28年度	61件(10件)	86件	6億4449万円	2551名
平成29年度	47件 (5件)	46件	18億4795万円	1068名
平成30年度	73件 (0件)	71件	1億843万円	804名
令和元年度	78件 (2件)	46件	5849万円	1926名
令和2年度	24件 (1件)	58件	1億4437万円	3230名
令和3年度	32件 (1件)	34件	1億4896万円	433名
令和4年度	23件 (1件)	20件	8億2106万円	91名
令和5年度	39件 (0件)	39件	7770万円	2158名
令和6年度 (4-12月)	20件(2件)	23件	2億6531万円	383名
合 計	496件(25件)	494件	51億6040万円	17564名

※括弧書きは勧告相当案件の件数

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

▶ 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A (公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議する ことなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。
- ▶ 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、令和4年度に「緊急調査」(令和4年度調査)を、令和5年度に「特別調査」(令和5年度調査)を実施。主な取組は次のとおり。
 - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
 - ✓ 令和 5 年度調査では、令和 4 年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁交渉指針)を策定・公表。
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として

「**令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」(令和6年度調査)を実施。

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度調査の概要

【通常調査(書面)】(対象事業者数 110,000名)

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和 5 年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が 高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないこと が判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑 化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査(書面)】

• 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名(事業者名公表10名)について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を 行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考 となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査 (369件実施)

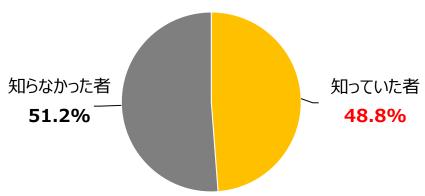


- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付。
- ▶ 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付。
- ▶ 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受 注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参 考となる取組を紹介。
 - <要注者における取組事例> ①都道府県労働局に赴き、 価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

▶ 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



- (注1) **発注者・受注者**の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について 「知っていた」か否かの割合。
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を**都道府県別**にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、 青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、 地域ごとに差がある。

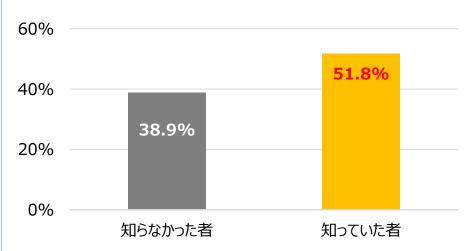
✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、**輸送用機械器具製造業** (67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業 (59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、**自動車整備業(29.4%)**、飲食料品小売業(30.2%)、**印刷・同関連業(35.2%)**及び**家具・装備品製造業(36.1%)**

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げ が行われた割合》(注3)



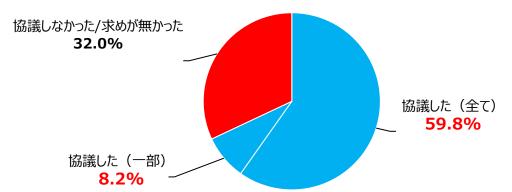
(注3) **受注者**の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、 取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁 交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出 したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費 転嫁交渉指針の**認知・不知別**にみると、**知っていた者の同割合 が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い**。
- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費 転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同 割合より高い。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- ▶ 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%)。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

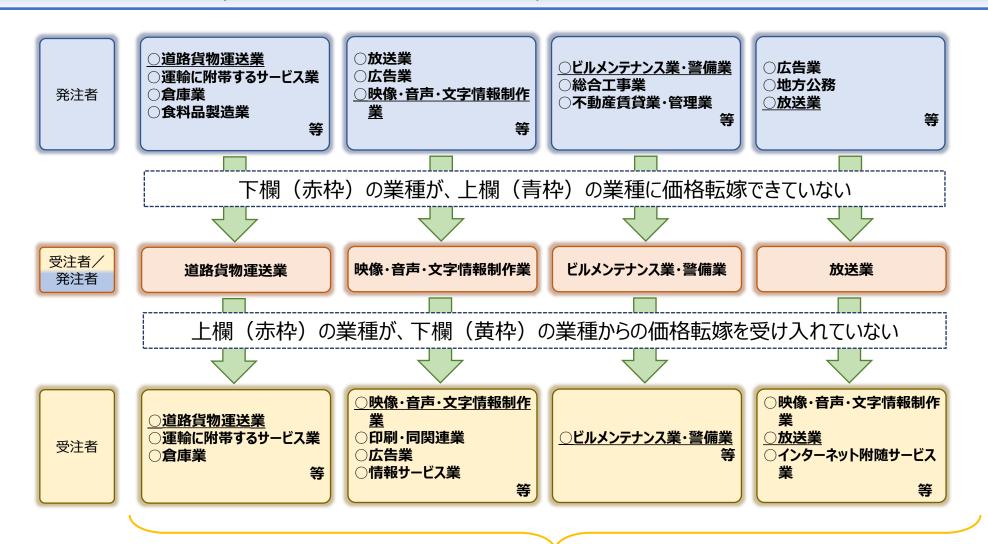
コスト種別	令和5年度 調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3郯上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.65年)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度 調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.85年)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.25年)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.85年)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8紫上昇)

(注2) この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の 上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。 **10**

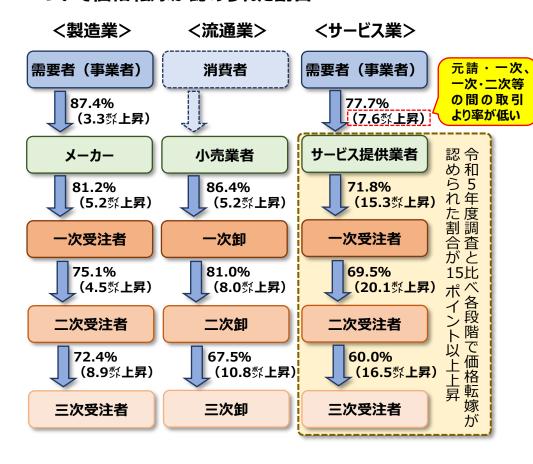
価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上について価格転嫁が認められた割合



注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、 取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上(「全て」 又は「多く(7割~9割程度)」)と回答した割合。

改善された点

- ・ 令和 5 年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- ・ サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供業者(元請)から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

課題

・サービス提供業者(元請)と需要者(事業者)との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。



サービス提供業者(元請)や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供業者(元請)から需要者(事業者)への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。